

令和5年度
第2回 太宰府市税制審議会
議事録

令和5年10月6日（金）

太宰府市 市民生活部 税務課

令和5年度第2回 太宰府市税制審議会

日 時 令和5年10月6日（金）午前9時59分～午前11時30分

場 所 太宰府市役所 3階 庁議室

出席委員（11名）

欠席委員（1名）

出席職員（9名）

市民生活部長、総務部長、経営企画課長、税務課長、
財政係長、市民税係長、ほか3名

市民生活部長 皆様、こんにちは。定刻前ですが、ただいまから、令和5年度第2回太宰府市税制審議会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、本日も傍聴者がいらっしゃいますので、議事開始から入室を許可しておりますのでご報告させていただきます。

なお、本日の会議につきましては、12名のうち11名の出席ということで定足数に達しておりますので、税制審議会規則第6条の規定によりまして、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

会長 あいさつ

会長 前は市長から令和6年5月22日までとなっている歴史と文化の環境税に関する取り扱いをどのようにするのか、審議して欲しいとの諮問が行われました。

諮問があったのち、大きく三つの事柄について説明がありました。

まず、最初に歴史と文化の環境税について、その概要や平成13年度から令和2年度まで計8回開催されている税制審議会の経緯、基金に繰り入れられた20年間の税収、そしてその活用について説明がありました。

次に、意識調査について、説明がありました。こちらの意識調査は「来訪者」「市民」「事業者」の3者に対して、昨年度市が実施した調査で、平成17年、28年度、令和2年度に実施した調査との比較もできる内容になっているとのことでした。

最後に、令和4年度決算の概要についての説明がありました。

改めて、前回の資料について、ご質問、ご意見があれば、お願いします。

(委員より意見なし)

会長 それでは、特にご意見等ないようですので、資料の質疑につきましては、これで終わらせていただきます。

1. 議事

(1) 諮問事項について

会長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、諮問の内容に沿って、「本税がとるべき必要な措置」についてご審議をいただきたいと思っております。

本日の議事進行といたしましては、前回の説明から、まず、根幹となる歴史と文化の環境税を継続すべきかどうかということについてご審議いただき、その後、他の事項について、ご審議いただきたいと考えております。そういう流れで進めていくということによろしいでしょうか。

(委員より了承の声)

会長 それでは、これまでに配付された資料や説明を踏まえ、この歴史と文化の環境税条例を「継続すべきかどうか」のご意見を皆様から頂戴したいと思います。

それでは、駐車場事業者ということで、E委員いかがでしょうか。

E委員 太宰府天満宮ということで、今回、大きな事業者ということで当初から審議会のほうに参加させていただいておりますけど、税制の設立当初から当宮の意向としては、一貫して、反対の立場を取っている事実がございます。

とはいえ20年経つ中におきまして、前回も現状維持ということで、税制を大きく飛躍させるということに関しては、もちろん反対ということでございますし、今この税収の有効活用ということも詳らかにしていただきながら、有効活用できているということであれば、また、そういったところ慎重に審議いただきながら、運営協議会のほうで円滑に、有意義にお使いただけて、実行されているのであれば、現状維持でよろしいのではないかと意見させていただきます。

会長 同じく駐車場事業者ということで、F委員いかがでしょうか。

F委員 はい。E委員もおっしゃったように、当事者としては、当初から環境税については反対していたわけですが、現状といたしましては、今さら撤廃ということではなく、この税を有効活用されていますし、その点については、評価しているところです。

ただ、税制の公平性から言えば、5台以下のところについても徴収するべきではないかなという考えを持っております。以上です。

会長 5台以下の適用除外の件については、また後程、審議させていただきます。「継続するかどうか」ということについて、まずはご意見等いただければと思います。ほかにご意見ありませんでしょうか。

C委員、いかがでしょうか。

C委員 市民としては、この税金というのは、非常に有効に使われていると感じています。お花畑のコスモスなどに関しても、去年は咲きが悪かったんですが、楽しみにしている人たちが結構いると。そういうところからですね、楽しみだけじゃなくて、歴史的、文化的な遺産について、ちゃんと保存していく活動もしているということで、非常に有効であり、市民としては継続すべきだと思っております。先ほど言われた、5台以下の駐車場に関しての、公平性という問題ですが、確かに公平性は無いなと思いますが、3年前の審議会で、どうしてそうなっているのかとなったときに、この駐車場を始めるときに最初は善意でスタートしたということだったんですよね。お金をもらわずにというか、箱を置いて、善意の人が入れているという形でスタートとしたという話だったと思うんですが。そういうことで、3年前は、それなら税金を払わなくてもいいかと思ったんですが、今年について言えば、そろそろ公平性というところから5台以下の駐車場についても、その事業者についても、あまり負担をかけないようにして、良い知恵を出して、税を簡単に徴収できるような方法を考えていくべきじゃないかと思えます。以上です。

会長 5台以下の件については、後ほど審議させていただくとして、基本的には継続という意見だということで頂戴させていただきます。

それでは、G委員どうでしょうか。

G委員 はい。継続の方向でお願いしたいと思えます。いろいろな環境整備におきましても、結構されております。ここを続けて3回とか、環境整備をされていまして、その費用を考えますと、とても有効活用できていると思えます。継続でお願いします。

会長 次に、H委員お願いします。

H委員 はい。市の財政の負担に、この税の税収が関わっていることは大きいと思うので、継続していただくことについては、やむを得ないかと思います。

やはり皆さんが言われているように、環境美化や交通渋滞の面の解消、それから意識についてですね、もう少し皆さんが、調査の報告を見ると約50%くらいですから、皆さんが知っていただいて、事業者と住民が納得していくような運営の仕方になればと。

それから最近思うのですが、料金が300円とか、時間帯ですかね。料金がバラバラのように見受けられるんですが。

副会長 それはたぶん、事業者によって500円のところもあれば、300円、400円のところもあると。そこはカルテルを組んではまずいので、そこは自由に。おっしゃるとおりです。

会長 D委員どうでしょうか。

D委員 私たちは環境税そのものにどうこうと言うよりも、観光事業をされている方と、一般市民の両方があると思いますが、その中で、交通渋滞であるとか、観光地でのタバコの喫煙場所とかの整備ですね。観光客に来ていただく面も大事ですけど、そういうところに費用を、市からも出さないといけないと思いますが、駐車場事業者の方たちに、ご面倒だと思いますけど、観光に来られる人たちから負担がかからない程度に徴収していただいて、環境整備というか、一般の市民も迷惑がかからないような整備のための費用として継続していただきたいなと思います。私の場合は自治会長の代表ですから、両方に関りがあるからですね。あまり自分の意見としては言えないと思いますが、両方の立場を考えて提案します。徴収したお金はできるだけ観光客のために有効利用をしていただきたいと思っております。以上です。

会長 はい。継続ということで、有効利用していただきたいということで。

それでは、I委員いかがでしょうか。

I委員 はい。観光業者からすると、賛成以外の言葉は基本的にないと思うんですが。ありがたい税制でありまして、観光業者からすると、渋滞の整備であるとか、一番気になるのは市民の方への負担ですね。どうしてもごみが散らかるであるとか、渋滞で車の出入りが難しいであるとか、騒音とか。そういうことで負担をおかけしていることが多分にありまして、そこに関して来訪される方と市民の方が上手い具合に、より良い環境を築いていけるようなことに使われているようなので、大変ありがたく思っておりますので、継続のほうでお願いしたいと考えております。以上です。

会長 それでは、J委員お願いします。

J委員 はい。まあ十分に公平性を議論して、追及したうえでの継続、5台以下というのは次の議題なのかもしれませんが、公平性を十分に議論、納得したうえで継続ということです。

会長 それでは、K委員お願いいたします。

K委員 まず、先ほどからの話というのは、前回の記憶が正しければ、この税制審議会においても、審議会と運営協議会の、要するに車の両輪としての議論があったと思うんですね。前回は、運営協議会は機能しているかという議論で、百家争鳴あったかと思うんですが、ありがたいことに運営協議会が機能しているというご理解のうえで、先ほどから言われているんだろうと思っております。その意味では、この税制において

運営協議会等を設けたというのは、透明化というか、見える化というかたちで、市民も含めて委員に入れた規定というのは非常に良かったなと思っております。そこで、先ほどからJ委員が公平性とか、公平というのは、どこまでの範囲でとらえるのかというのがあると思いますので、税制審議会ですから、これまでの20年の歩みを含めて、制度として歪みがでたのか、疲労しているのかということのご確認をですね、できれば少ししていただいて、それから新たな出発をしたほうがいいんじゃないかと思っております。先ほどからの議論というのは総論というかたちですので、若干、各論にも入っていただきですね、そのうえで継続とかを決めていただければと思っております。以上です。

副会長 K委員が言われたとおりだと思います。まず、継続するのもしないのかというのを議論していただいて、その後に各論に入っていただいて、税率とか課税の公平とか、前回出ました適用期間等々の各論に入っていくべきかと思っております。どこかで課税の公平等の議論をしておかないといけないと私も思っております。

会長 今、ご意見いただきましたけども、継続そのものについては特に異議はないと思われました。そういう方向でまとめていければと思っております。

さっそく次の議題でございますけども、税率のほうについてご審議いただきたいと思っております。

K委員 第7条のことですかね。

副会長 そうですね。

J委員 100円ということですよ、1回の駐車に対して。時間貸しの業者というのは無いんですかね。1日500円というところもあるかもしれませんが、1時間100円とかいう業者もあるんですかね。そうすると、200円になるんですかね2時間になると。

税務課長 駐車場それぞれで料金を設定されてあって、終日駐車して500円というところもあれば、3時間で400円、500円とか。あと平日と日曜祝日で変えられているところもあります。ただ、1回の駐車行為に対して普通車であれば100円徴収いただいているというかたちです。

J委員 1時間貸しの業者もあって、そこが200円か300円かわかりませんが、100円をとっている。

税務課長 はい、そうです。

J委員 そうすると、1日1回当たり100円のところもあれば、1回駐めて出て、また駐めたら200円になるということですね。多くはないかもしれませんが、そういう場合もあるということですね。

副会長 そうですね。

K委員 第7条をみると、「駐車する行為1回につき次の各号に定める・・・」となっています。これは、1回出て、また入るときは、もう1回取られるということですよ。

副会長 そうです、あくまでも駐める行為に対してです。駐車場事業者によっては、100円の駐車料金に、時間で別に発生していくところもあれば、1日駐車して300円とか400円とか、500円とかいうところもあります。あくまでも1回駐めたという行為に対しての課税なんですよ。そこに関しては、疑問が出るかもしれませんが、そういうかたちで運用されております。

J委員 100円がいいかどうかは分かりませんが、今月ですかね宮島の訪問税が始まったのは。あれも100円ですかね。最近ホテルの宿泊税というものもありますし。あれも100円で、東京都では2万円超えれば200円。そういった意味では、100円が多いというのがありますよね。だから税率が、いくらがいいのかというのは、難しいですが、100円が多いのは事実ですよ。類似の税金に関しては。そういった意味では、上げることは無いと思いますが。

K委員 複数税率になっていますから、J委員がおっしゃっているのは、第7条の2号ですから、乗車定員が10人以下の自動車のことになります。

副会長 資料の3ですね。

K委員 それが高いのか低いのか。

J委員 宿泊税も100円、宮古島の訪問税も100円、まあ多いのは多いですよ。

K委員 たぶん、いわゆる地方税において、法定外税も含めてですけど、20年前にこのような議論をしているというのは、太宰府市しかないわけですよ。京都の観光的なものがあったけど、なくなったわけですけど。個々の場合は、周りが不透明な中にある中に、無から有を作るときのかたちになっていると。だから、ほかのところは真似をしているというのが一般的じゃないですかね。そういう意味では、「課税標準及び税率」ですから、水は上流から下流に流れていった場合に、課税標準が決まって税率をします。当然それは、財政収入価格になるわけですね。それが年間6,000万円という想定であれば、私は運営協議会の会長ですので、運営するときに、この税率だったら最近のインフレだと今後の施策ができるかなとか、そういうことを考えます。何か意図があるんですかね。

J委員 議題が「税率」なので、宿泊税や宮島訪問税の例を出したんですが、なかなか理論的には難しいので、答えは無いんですけど。

K委員 当時、地方税に関する比例税率とか累進税率ということを含めて、副会長とよく議論したわけですよ。地方税の税率というのは、だいたい比例税率ですかね。そういう理解でいいですかね。

副会長 はい、いいと思います。今まで議論になったことは、じゃあ車で来られたときに100円ですよ、4人で乗って来たら、1人25円ですよ。バスは500円ですけど、45人で来られたら、1人10円ですよ。1人当たりの単価にしたらおかしいじゃないかという議論が前回か、前々回ありました。

でも、あくまでも課税客体を何に求めているのか、車に求めているので、1人当たりというのは、本来、計算から外れた話かもしれませんが、そういう議論も出ました。今回、宮島訪問税ができました。そのときに総務省が、訪問税はこんな制度ですよという比較に、太宰府の歴文税は載ってないんですね。私の変な勘繰りかもしれませんが、宮島は、フェリーで乗らないと向こうに行けない。その人からお金を取る。ということは、先ほどの課税の公平になり得ると。太宰府へバスで来る人、電車で来る人からはお金を取らなくて、車からしか取っていない。そういう考え方の公平からすると、ちょっとおかしいことになる。ただ、この税を作ったときは、課税客体を車に限定したんですね。環境税ということを考えたら、太宰府を通過するトラックは、もっと環境を悪くしてるじゃないかと。しかし、そこからは取らない。これに関しては、

鎌倉がETCのようなものを設置して、通過する車両から取ろうという試験をしようとしてますが、まだ話しで止まっています。こういうかたちで課税の公平性には、今までいろいろな議題が出ております。ただ、私としては、この100円というのが、いいと言ったらおかしいですけど、最初の審議会の、この税を作ったときの答申ですね、何て書いてあるかと言うと、「特別徴収義務者」、これは駐車場事業者ですね、これに対しては「徴収業務が複雑にならないように万全の措置を講ずるべきである。」という表現があります。ということは、45円とか何十円とか、こういうのは向いてないと。100円というのが煩雑でないと。こういうことも含めて、いいですかということをして、税制審議会で答申して、この税がスタートしたわけですから、上げるのも下げるのも、この税率で業者の方も計算しやすいし、いろんな意味でいいのかと。最初の審議会の答申が、的を得たのが、ずっと続いているんじゃないかと個人的には思っております。以上です。

会長 副会長より、過去の経緯を含めて話しがありましたけども、それを踏まえましてご意見いかがでしょうか。

E委員 当たり前の話かもしれませんが、観光で来られる方たちは、いろいろなところに立ち寄られて、本宮だけじゃなくて竈門神社や九州国立博物館に寄られて、その度に駐車料金を払われて、税金を払っていると。駐車行為1回に課しているという話がありましたが、そういう意味では不公平感というか、お越しになった方は、そういう風を感じられることは十二分に考えられるのかなと。それが嫌だったら、電車で来なさいよというのは、過去の議事録を見ていると、ちょっと短絡的な乱暴な、そういう考え方ではなくて、そういう可能性として、1回納めていただいたら、何か見せたら優遇ですとか。身障者の方は車で1回1回移動しないと、その度に駐車しないといけないというのがあるので、1日、半日の間に、何回も税金を納めているというかたちになっているというのも、不公平感というのがあるのかなと、素人考えではありますが思った次第です。

副会長 身障者の方は、免税になりますね。

副会長 例えば、市役所においでいただいたらお返しする、太宰府天満宮の下の駐車場では、身障者ということであれば、最初から取らないようにしている。ただ、「私、払いました」と言われても、領収書に日付が入っていないんで、何度でも使いまわしができてしまうという現状があります。

会長 ほかに税率につきまして、ご意見ございませんでしょうか。

K委員 税率もそうなんですが、課税標準についての、要するに、5台以下とかの議論は、このままでよろしいかということを含めて、これまでも税制審議会で出てきてきましたので、ある程度この問いについても専門的な、公平論と、少額不遑及と財政学にもありますよね。そういうところのバランスを含めていかがでしょうかね。

J委員 5台以下の駐車場というのは、どのくらい存在しているんでしょうか。

会長 適用除外の関係については、このあと議論させていただきますので。

K委員 これまでの議論において、税率はこのままとするか、低くするか、高くするかという議論はなかったんですね。低くするというの、ある意味コロナ禍の中での議論でもあったから、あまりいらないだろうという議論でしたかね。

副会長 上げるという意見もありました。

K委員 ありましたかね。そういう意味では、先ほどからインフレの折、含めて、税率を上げなくていいのか、という議論も出てきそうなんです。運営協議会の会長からすると。しかし、その点については、J委員から出ましたように、周りとの均衡も含めて、どうかという議論も出てくるでしょうから。その点を、ご勘案いただかないといけないんじゃないかと思います。私からすると、このままでいいんじゃないかと思います。

C委員 前回、私のほうからは、大型バスについては、税率を上げていいんじゃないかと発言したと思うんですけど、前は、インバウンドの人たちが相当数来ていたと。その後、コロナですけど。そういう背景がありました。でも今回は、インバウンドの人たちは、そこまで見込めないのかなと。まあ、中国の人たちを対象にしていますけども。予測の問題になってきますけども。そう考えると、インバウンドは大したことないかなと。そう考えると、大型バスは、そこまで値上げしなくてもいいかなという風に心変わりしています。

K委員 運営協議会としての議論を踏まえてみると、インバウンド対策というのは過去に、結構、施策としてやったんじゃないかと思います。それが、足りないのであれば、今後のインフレを含めた原価が破綻するということであれば、上げないといけないと思うんですが、バランス感覚で言うと、過去にある程度、運営してきたと思うんですが、事務局のほうはいかがでしょうか。

経営企画課長 インバウンド対策も実施させていただいてきた経緯もございますが、コロナ禍においては、中断と言いますか、そういった状況であります。やはりパンデミックですとか、外交関係の問題もございますので、今の認識としましては、急激に需要が膨らむということは、想定しにくいのかなということもございます。

副会長 C委員がおっしゃったように、中国からのインバウンドよりも、天満宮としては、修学旅行とかで学生さんに沢山来ていただいて、学びをしていただければと思いますので、修学旅行のバスにまで負担、ご存じと思いますが、宮島訪問税は、修学旅行生には課税しないという風になっております。現状として、歴文税でそれを外すというのは難しいと思います。ということを考えれば、上げるんじゃないかと、現状維持でいいんじゃないかと、個人的には思います。

会長 現状維持という意見が多いようですが、いかがでしょうかね。

J委員 まあ、継続ということであれば、それで。

会長 公平性の件については、後ほど議論するとして、審議会としては現状維持というご意見が大勢であったかと思います。

それでは、ほかにないので、次に移ります。続きまして、歴史と文化の環境税条例の「適用期間」について、ご審議をお願いします。これまで3年間で更新を行ってきた経緯がありますが、この点について、皆様のご意見を頂きたいと思います。過去には、5年でもいいんじゃないかというご意見もあったようですが、いかがでしょうか。

(委員から意見なし)

会長 ございませんでしょうか。3年間継続するというので、ご異議等ございませんで

しょうか。

それでは、3年間継続というご意見が、大勢であったということにさせていただきます。

次に、適用除外について議論させていただく前に、いろいろご意見等あるかと思えますので、ここで10分ほど休憩させていただいて、10時50分から再開します。

——— 休憩 午前10時40分～10時50分 ———

会長 それでは、議事を再開したいと思います。

先ほど、適用除外となっている臨時的駐車場について、ご意見ありましたが、内容については、「駐車台数5台以下の駐車場」、「年間営業日数が10日以内の駐車場」となっておりますけども、まず、現状について、税務課長のほうから説明をお願いいたします。

税務課長 はい。適用除外の関係については、資料3の5ページ、条例の施行規則になります。第2条の3号のところの臨時的駐車場になるかと思えます。

この内、駐車可能台数が5台以下のもの、それから、営業日数が年間10日以下のものとなりますが、こちらについては、市のほうで10日以下のものについては、年末年始を中心に調査しておりまして、5台以下のものについても、定期的に市内を巡回してですね、新しいところがないか確認をさせていただいております。

もともと、5台以下や10日以下というものが設けられた理由ですが、当初、税ができるときに、特に天満宮周辺で混雑状況に応じて庭先を一時的に臨時駐車場とされているところがありました。その考え方ですが、その状況把握をするのが、かなり費用がかかってくると、また、歴文税を徴収していただいているところには看板を設置していただいておりますが、その費用、領収書とかですね。そういった徴収にかかる費用というのが、税収を上回るのではないかという考え方ですね。それと、ほかの税でも基礎控除や、免税、非課税の基準であったり、そういった考え方を歴文税にも取り入れたというかたちになっております。台数が少ない、零細な事業者もありますので、そういうかたちに対しての、税の申告や納入や、帳簿の管理という事務負担の軽減ということから適用除外の条項が設けられたということになっております。先ほどJ委員のほうからご質問ありました5台以下がどのくらいあるかということについてですが、事業者の数としては24ございます。

J委員 駐車場の数としてはもっと多いんですか。

税務課長 40ほどございます。

J委員 倍くらいになると。1事業者で2つくらいあると。もちろん事務負担が増えてしまつては本末転倒で、どんな税金でも小規模の場合は免除があると。消費税であっても、課税売上が少ないと免除であるとか。まあ、可能な限り、少々、事務負担が増えても課税を考えるのがいいのではないかと思います。10台くらいの駐車場が多いんですかね。例えば、1つの事業者が無理やり5台ずつに2つの駐

車場に分ければ非課税なのか。そういうことをする業者が出てきそうな気もしま
すし、そういう状況が存在するのであれば不公平ですよ。無理やり線引きして
AとBで分けてということをしそうな気がしますけど。そう考えると、可能な限
り、もちろん事務作業、事務負担が増えてしまっただけ目なんですけど、可能な限り
課税対象を広げる議論をしたほうがいいのではないかと思います。ちょっと5
台以下の駐車場の現状、実態を知らないもので、ありがとうございました。

会長 事務局のほうで、わかる範囲でございましたら。

税務課長 同じ敷地で2つに分けてというのは、今のところございません。

会長 今のは5台以下の話でしたが、10日以内というのは把握してるんですか。

税務課長 それについては、9箇所ほどございます。

K委員 ちょっと観点を考えることになるかもしれないが、20年くらい経っているわ
けですよ。現状が24事業者、駐車場数でいくと40くらいと。歴史と文化の環境税
を作る時点で実態調査をしていると思うんですよ。その時点においては、24事
業者あったのか、それとも、もっと少なかったのか。そういった累積を、時系列的
にとっていないのか。それによっては放置するには、どうなんだろうといったも
のがあると思うんですよ。少額不遑及もそうですし、少額だったらとか、半数以
上になるととか、4分の3以上になるとちょっとねとかあると思うんですよ。そ
ういう補足はしてないのか。

税務課長 当初がどうだったのかというのは、手元に資料が無いです。

K委員 そういったものがあると、1つの観点がまた変わってくると思うんですよ。
無理であれば、取り下げます。

会長 そのあたりは、今までも随分議論があったんじゃないですかね。

副会長 そうですね。

K委員 このような議論は、副会長も過去においても問題提起していたと思うんです
よね。その当時の議論で思われていたことをJ委員が言ったことも含めて、ここ
に出していただければ。

副会長 この税が始まった当初、行政のある担当の方がテレビ等の取材に対して、10
台のところは、兄弟で5台ずつに分けたら税金がかかりませんからねと言われて
いて、物凄い問題になったことがありました。当初は市が主導したみたいな言い
方になってしまうんですが、そういった事態がありました。それから市のほうも、
それを踏まえて、そういう作想的に2つに分けるといのは多分無いと思います。
私がいつも思うのは、見落としはないのか、営業日数10日というのを本当にチェ
ックしてるのか、正月の前後とか。相当そのへんの漏れはあるかと思います。真面
目に徴収して納めている事業者と、そのままポケットに入れている人と、そのへ
んをきっちりしないと課税の公平性は保てない。じゃあ、そういう意味で全員に
課税するかといったら、理想論になりますが。先ほども出た少額不遑及という言
葉もありますし、負担等もありますし。ただ、それに対して行政としては、きっち
りとチェックはしてほしいなど。ちゃんとチェックして見回ってますよと。あそ
こ駐車場できてるけど徴収してないんじゃないのというのがあれば、ちゃんとチ
ェックして課税の不公平が無いようにしていただければと思っています。最初の

頃は、いろいろと議論していた時代もありましたが、ある程度落ち着いていますので。ただ、先ほどC委員も問題にされましたが、課税の公平、不公平というのは、きっちりと線引きしておかないと。曖昧になることが一番まずいことかなと。以上です。

会長 J委員いかがでしょうか。

J委員 私は、5台以下の課税については、少々手間が、コストがかかったとしても、課税の公平性の観点からみて全ての事業者に課税するのがいいんじゃないかと思っています。

会長 5台以下の事業者へも課税や、事業者へ配慮してしっかりとチェックして欲しいという意見がございましたが。

税務課長 調査の件につきましては、庁舎内でも連携して、情報提供してもらっていますし、固定資産税の担当のほうで家屋調査を行っていますが、年間300件ほど、新築の家などを見て回っていますので、新しい駐車場ができたとか、そういった情報を得ながら調査を行っている状況です。

会長 ある程度、固定資産税関係でチェックされているということですが、おそらく条例を作った当初からあった議論じゃないかと思いますが、ほかにご意見はありますか。

F委員 5台以下の件ですけど、駐車場のところを歩いたり、走っていたりしていたら分かると思うんですけど、土地を借りて大きなパーキング会社が、松尾パーキングA、その近くにも土地を借りて松尾パーキングB、また近くに松尾パーキングCというような、そんなところも散見されますので、駐車場を作ろうと思えば6台か7台入るんですけど、あえて5台以下に抑えて、5台以下のほうが割と入りやすい。だから先ほどから、零細事業者で手間暇がかかってかけられないという、本当に自宅とか、小さいところでしている5台以下の駐車場なのか、大きなパーキング会社で借りてあって、A、B、C、極端な場合、Dとか総台数でいったら20台だけど、1カ所ずつみれば5台以下というのが、結構あります。J委員が言ったように、5台以下に対しても、課税して然るべきじゃないかと思っています。

副会長 市は、そういうのを補足していますか。F委員が言われた場所を変えることによって、台数を分散してるといいます。

税務課長 あえて分散されているかどうかというのは、分かりませんが。調査のほうは・・・。

副会長 固定資産税からすれば、土地の所有者が同一であれば補足できるはずですよ。

税務課長 土地の名義が同じというのは、おそらく無いのではないかと思います。

F委員 名義は、たぶん別ですね。そこの土地を1カ所借りて、別のところも借りて、ここパーキング1、パーキング2、ちょっと入ったらパーキング3と、あえてそうしているのか、たぶん土地の関係で4台とか5台にしてあるんでしょうけど、トータルすれば10台なり15台になるわけですから。それが5台以下と換算されて歴文税が入らないというのは、いかがなものかと。

K委員 形式主義に基づいたことが、度が過ぎているということですよ。そもそも税の

場合というのは、よく背景にあるのは、実質という言葉で、実態的に例えば、1人の人間に帰属するものが1つであれば、バラバラになっているものでも1つに、掲載的に1つにするという観点があるわけですよ。それを踏まえたときに、この環境税条例と施行規則を含めたときに、その規定があるかどうか。法律の論理の中で、よく訴訟になったときに、租税法律主義とかいろいろな議論が出るわけです。そのような実態の担保もないといけないということは、あり得ると思うんですね。それが現在、あり得るということであれば、この条例の内容を変えないといけない。これが世の趨勢です。今までは形式と実質、その中において、先ほど副会長が言われたように、どちらかと言うと性善主義ですかね。そういうかたちで進めたんですね。皆さんの議論には、租税回避論じゃないけど、性悪説的なものがかかり出てきていると。性善主義の度を越えるものが出てきているのであれば、これを見逃さないというのであれば、もちろん法の整備を同時に行わないと、この規定で、皆さん方の議論が通じるかというのがあると思うんですね。そこまで今後は、考えなくてはいけないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。少なくとも、公平とか実質という言葉は、専門用語としては、多義的な意味、大きな意味を持つ言葉ですから。同一条件にあるものは、同一の負担をするべきであれば、この免除の部分は全部無いわけですね。すると、先ほどの障がい者が出た場合には、これは社会通念上でもいいんですが、課税するのを止めましょうとかなっていった。問題は、それ以外のはどうするのかというのは、政策議論にもなるわけですね。だから5台以下については、政策議論としておくのか、それとも理論ベースでもっていくのかというのは、ある意味では、条例の改正問題に繋がるかと思いますが、いかがでしょうか。今回の諮問は、この条例の規定の範囲で行うということでもいいですかね。

副会長 福浦先生がおっしゃったように、この条例ができたときは、性善説で皆さんにいただけると。特別徴収義務者のほうで徴収していただけると。今まで本当にそうしているかというのは、1回も調査されていないんですね。基本的には、特別徴収義務者がちゃんと徴収していただけたということを前提に、この税があると。それを考えると、F委員がおっしゃったように、そういう人がいっぱい出てくる、これじゃ駄目だと、性善説じゃやっていけないよとなれば、もう1回、全面的に見直さなければならぬ。根本思想が変わってくると思います。ただ現状としては、私個人的には、そこまで行ってないんじゃないかと。そういう一部の方がいらっしゃるというのは、行政指導すればいいことであって、この規定を変えてまですることは、今のところ無いのではないかと個人的には見受けられます。確かに法の抜け穴だと言われたら仕方が無いんですけど、それをある程度見越したうえで、規定と言うのは作ってあるわけですね。100%がんじがらめに取るというのが、税法ではないと私は思っています。多少、抜け穴があっても仕方がないよねと、その穴を埋めていけばいいんじゃないかなということで、この20年間してきたんじゃないかと私は思っております。以上です。

会長 F委員いかがでしょうか。よろしいですかね。

F委員 はい。

会長 また今後の検討事項ということになりますかね。

K委員 答申の中に、今後こういったものを解消して欲しいということを残しておけばど

うでしょうかね。限定的に、例外的な、まだこういうことが残っているんじゃないかという提案でもよろしいかと。

会長 そういうことでよろしいですか。

(委員から意見なし)

会長 そうしましたら、その方向で進めさせていただきます。ほかにはご意見有りませんか。

C委員 質問ですけど、営業日数ですけど、年間10日以下というのは、年末年始に調査して9箇所あるとう話でしたけど、これは全部民間ということですか。それとも市も含まれてますか。

税務課長 年末年始に市役所の駐車場などを開放したりしておりますが、それは入っておりません。

C委員 例えば、市役所が開放している駐車場とかは、お金は取れないんですかね。ここも不公平と言え、不公平かと。駐める側からすればね。

税務課長 三が日に太宰府小学校を開放していますが、あそこは徴収してます。

H委員 それは市の収入になるんですか。

税務課長 そうですね。警備委員等を配置してますので、その費用に充てています。

会長 よろしいですかね。主な論点については、整理できてきているのかと思いますので、今後の進め方について協議したいと思いますので、11時20分まで休憩させていただきますと思います。

——— 休憩 午前11時10分～11時20分 ———

会長 それでは、再開させていただきます。

本日の議論の中で、この条例については継続していく、税率については現状維持ということで、それから適用期間についても3年が、大方のご意見だったかと思います。それから、審議の中で、税の公平性を担保するために答申の中に、付帯意見として書いたかどうかという意見がありました。現時点では、そういった状況でございますが、K委員のほうから全体的に何かございましたらお願いいたします。

K委員 じゃあ、委員の中でも1番長い私ということから、少し経緯を含めてお時間をいただいております。

実は、この歴史と文化の環境税条例の案については、当初ですね、ここの事務局の人たちが集まって、夜通し、この規定と言うものを作ったと覚えています。その際に私も、まだ若かったんですけども、四半世紀前でございますので。遠くからきて夜中まで条例案を見直していたのを覚えています。その意味でこの条例というのは、私の手前味噌で悪いんですけども、良く作られているんじゃないかと思っております。ほかに無い特色として、運営協議会を設けるというかたちで、市民も参加できるというかたちで、ある意味では、会計の世界では、アカウンタビリティですよ。最近の言葉では、コーポレートガバナンスですよ。なるべく恣意性がないよということ、会議をするかたちで作ってきたという風に覚えています。その中で、機会があるごとにいろいろと揉んで参りました。その収斂の結果が、現状になっていると。そ

ういう意味では、粛々と運営されて現実に来ていると。先ほどから出てきているのは、運営協議会の、国は、財政だけはしっかりとして、あとの運営については何も言わなかった。私が若いときに感じていたものは、財政収入の議論で公平性は言うんだけど、支出の面については、透明性がないと。それこそ皆、透明性とか見える化を言うんですけど。その透明性をどう担保するのかという議論がありました。条例の第16条があるわけですけど、「歴史と文化の環境税について、市長は太宰府市歴史と文化の環境税運営協議会に意見を求めることができる。」と。当時、これを入れるということは、画期的だったんですね。「できる」となっていますけど、私は「ねばならない」と言っていたんですけど、妥協して、してもしなくてもいいよ、という規定になってるんです。だから運営協議会は、開いても開かなくてもいいんですけど、太宰府市では、「できる」を「ねばならない」にするというかたちで毎年、粛々とやっていますし、現状の実態については、たかだか6,000から8,000万円くらいですか、市の全体でいけば1%もないわけです。1%も無いんですけど、1%が物を申す。だから私は、されど1%ということをおぼえてはいけないということをやってきた。その経緯が、20年間、この税が持ったんだと思いますし。これは今後、続くという前提で喋っていいんですか。

副会長 3年間続くということ。

K委員 3年間でいいと思うんですよね、1年間は短いし、5年間は長すぎるということ。どこかの国で5年計画といたら、世の中が変わっていますし、そういう意味では3年がいいと思うんですけど。少なくとも、こうして見直しをしてきて、事業者、行政、市民を含めた三位一体の規定というものは無いと思いますので。私としては出来れば、当初関わった人間としては、皆さんの有難いご理解を賜っているんだと思っております。嬉しいのは、運営協議会が機能しているということをおっしゃっていただいて、これが何よりも、私にとっては嬉しいことでした。そういうことで、総括になったか分かりませんが、ありがとうございます。

会長 ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、これで一通りの事項についてご審議いただけたかと思えます。本日の審議では、大方のご意見といたしまして、条例について継続すべき、税率等については現状のまま、適用期間については3年というご意見をいただいたと認識しております。併せて答申の中では、付帯意見として税制の公平性について担保いただきたいというご意見がございました。

そこで、当初の予定としては、第3回までご審議いただき、第4回で答申ということでしたが、本日の内容をおもちまして答申案を作成しまして、次回の審議会でお諮りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(委員より了承の声)

会長 それでは、次回、答申案を提示させていただきます。その場で、皆様方のご意見をいただきながら、直接修正を行い、答申をまとめていきたいと考えております。

以上で審議を終わります。本日は、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。それでは、ほかにございますか。事務局のほうから、何かございますか。

税務課長 事務連絡がございます。

(事務局より事務連絡)

会長 それでは、本日はありがとうございました。

——— 終了 午前11時30分 ——